



鳥取県公報

平成13年3月2日(金)
号外第10号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県環境美化の促進に関する条例による環境美化促進地区の指定 (廃棄物・再資源対策課)	1
-----	---	---

告 示

鳥取県告示第130号

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部廃棄物・再資源対策課、米子保健所生活環境課及び米子市役所市民環境部清掃課に備え置いて縦覧に供する。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定する地区

地 区 名	市町村	地 区 の 区 域
米子市皆生海岸地区	米子市	一級河川日野川河口から準用河川堀川河口までの皆生海岸及び海岸管理道路の区域

2 指定年月日

平成13年4月1日

